

# 花粉問題対策事業者協議会

## 入会募集要項

花粉問題対策事業者協議会 事務局

### I. 設立趣旨

国内のアレルギー疾患の罹病率は年々増加傾向にあり、「国民病」といわれて久しい。文部科学省「スギ花粉症克服に向けた総合研究の報告」によると、アレルギー疾患のうち8割以上がスギおよびヒノキの花粉症患者である<sup>1</sup>。また厚生労働省によると、アレルギー性鼻炎（花粉以外の要因によるアレルギー患者も含む）の患者数は44万6千人<sup>2</sup>と発表されている。ただし、この患者数は医療機関を受診した結果として把握されたもので、実際の患者数は1000万人～1500万人にのぼると推定されている。つまり、最低でも国民の10人に1人が発症し、さらに発症年齢の低年齢化が進んでいるとの危惧もある。また花粉が原因とされるアレルギー疾患によって仕事や勉学に及ぼす経済損失は2005年の第一生命経済研究所の試算では5,339億円<sup>3</sup>に達したとされている。発症要因が多岐に渡り、根本的な治療法が確立されていない中、これらの損失は今後益々増え続けると想定される。

一方で、花粉の発生地域とその被害地域が異なること、花粉発生時期と飛散時期が異なること、患者の重篤化が他疾患と比して低いこと、対策への取り組み主体が自治体や企業・団体等に多岐にわたること等により、主体者間で連携し対応を適切に組み合わせることが、現段階ではまだ充分になされていない状況である。

政府は花粉対策の一つとして、少花粉スギへの植え替えによる花粉の少ない森林への転換を促進しているが、推進しはじめたものの、全ての発生源を代替するには、まだ長い年月を要する。加えて、スギ以外の花粉問題への対策についても、その検討と施策への反映は、更に時間を要するものと想定される。

そこで、花粉対策活動（公共事業、民間事業、研究開発事業等）に関わる事業者等がお互いの活動に関する情報交換を行い、花粉問題に関する対策（飛散量低減、飛散抑止・防止、症状軽減等）について協議し、様々な実証・提言活動を連携して行うことを目的とした「花粉問題対策事業者協議会（任意団体）」を設立したい。

<sup>1</sup> 文部科学省「科学技術振興調整費生活・社会基盤研究スギ花粉症克服に向けた総合研究第Ⅱ期成果報告書」平成15年6月

<sup>2</sup> 厚生労働省「平成17年患者調査総患者数、性・年齢階級×傷病小分類」

<sup>3</sup> 株式会社第一生命経済研究所「花粉の大量飛散が日本経済に及ぼす影響」2005年1月

## II. 会員の対象範囲

本協議会は事業者により構成されることを目指した任意団体であることから、会員となる団体は、下記に関する民間企業を想定しています（入会の要件および手続については、下記のⅢおよびⅥをご覧ください）。ただし、これらに該当しない民間企業の方でもご興味をお持ちの方は、事務局までご連絡をください。（注）

- ・ 花粉を防御する物品（マスク、メガネ、空気清浄機等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業
- ・ 花粉による症状を緩和・抑制する食品・薬品（サプリメント、内服薬、点眼薬等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業
- ・ 花粉の発生抑制対策（農薬、薬剤散布等）の研究・製造・流通等に関連する民間企業
- ・ 花粉の発生源となる山林等を所有する民間企業
- ・ 花粉の発生状況や各種関連情報を取得・発信する民間企業
- ・ 上記以外の花粉問題に関連する取り組み（対策）を行っている民間企業

注意：本協議会活動に関連する民間企業以外の官（省庁・自治体等）・学（大学・国立研究開発法人等の研究機関等）分野の方々は、所定の手続きを経てオブザーバ又はアドバイザーとなり、会員と共に活動をすることができます。

## III. 入会要件

- ・ 本協議会の設立趣旨に賛同し、本協議会の規約に同意した民間企業であること。
- ・ 入会時に花粉問題対策について事業活動を推進しておられる、あるいは事業活動予定のある民間企業であること。
- ・ 入会后、最低3活動年度以上は本協議会における積極的な活動推進および規定会費の納付を頂けることを前提とする民間企業であること。

## IV. 会費（1活動年度）

年会費：60万円

ただし、初年度の年度内入会者に限り、4月から6月の間の入会申請の場合当年7月から翌年3月までの会費として年間会費の3/4の金額を、7月から9月の間の入会申請の場合当年10月から翌年3月までの会費として年間会費の1/2の金額を、10月から12月の間の入会申請の場合翌年1月から3月までの会費として年間会費の1/4の金額をそれぞれ支払うものとします。

## V. 理事選出とおよび委員会（ワーキンググループ）への参加

会員は、1名を理事に指名することができます。そして会員は、運営委員会もしくは渉外広報委員会のどちらかに所属し活動することができます。また、認証にかかわる会員は、認証基準検討委員会に所属し活動することができます。

## VI. 入会手続きと会費納付

入会手続きは、所定の入会申込書を用いて入会申込み後、本協議会事務局の入会要件確認、運営委員会の審査を経て、理事会の承認（出席理事の過半数以上が賛成）となります。その結果は、申込書受領から原則約1カ月以内に事務局から入会申込者に回答をいたします。その後、本協議会が定める期日までに当該活動年度分の会費（入会時期による）を納入し、その入金確認をもって正式入会となります。

## VII. 入会申込書送付先

住所 〒101-0021 東京都千代田区外神田5-2-3 J R外神田ビル6階

宛先 花粉問題対策事業者協議会 事務局（特定非営利法人産学連携推進機構内）

電話 03-5826-4815

FAX 03-5826-4816

※ 押印済みの原本を会社案内等とあわせて、事務局まで郵送してください。FAXにて最初にお申込みの際にも、必ず後日、原本を事務局まで郵送してください。

以上

<初版：2012年7月18日：制定>

<第2版：2012年9月18日：改訂>

<第3版：2014年6月20日：改訂>

<第4版：2020年4月 1日：改訂>